別 紙 1

旅行関連業における
新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく
国内修学旅行の手引き（第１版）

一般社団法人　日本旅行業協会

【協力】

公益財団法人　日本修学旅行協会

公益財団法人　全国修学旅行研究協会

2020 年６月３日

1.はじめに

修学旅行は単なる観光旅行ではなく、文部科学省の学習指導要領に於いて特別活動のひとつとして位置づけられ、諸外国にも類例のない教育活動です。

その教育的意義は大きく、学校生活に於ける諸活動の中でも参加する児童・生徒の皆様にとって最も強い印象として残り得る極めて価値のある教育的体験活動です。

修学旅行実施において「新型コロナウイルス感染症」の感染防止を極力図り、充実した修学旅行を実現していくため、旅行業に従事する旅行会社の総意を結集し、「国内修学旅行の手引き」を策定致しました。

私どもは、各種ガイドラインに基づいた「国内修学旅行の手引き」に準拠した感染防止策の実施に努め、学校、児童・生徒様、教職員の皆様、そして保護者の皆様に安心・安全な修学旅行の場を提供すべく、最大限の努力と支援を行います。

2.「国内修学旅行の手引き」について

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年５月４日）において、「各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例」等が示されました。観光庁や感染症専門医等の指導によって作成された旅行業ガイドライン、その他の関連機関・業界のガイドラインを参考に、一般社団法人日本旅行業協会が公益財団法人日本修学旅行協会及び公益財団法人全国修学旅行研究協会の協力のもと、「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」を作成致しました。なお、新型コロナウイルスの最新の知見、お客様のご要望、各関連施設の受入体制等を踏まえて、この手引きは随時見直しをさせて頂きます。

3.具体的な対策にあたっての考え方（３項目）

（1）主な感染経路である飛沫感染と接触感染のそれぞれのリスクに応じた対策を検討致しました。

（2）飛沫感染は、換気の状況を考慮しつつ、人と人の距離をどの程度確保できるか等を評価致しました。

（3）接触感染は、他者と共有する物品や手を触れる場所の頻度を特定し、対策を講じます。

４.具体的な感染防止対策

・団体行動中は、可能な限り人と人の距離を取り、場合によりお互いの会話を控えて頂く等の留意をして頂きます。

・消毒設備の設置・整備等を事前に各所に依頼し、手洗いや消毒の頻度を定期的・計画的に増やします。

・食事、入浴、就寝の時間以外は、マスクの着用を励行して頂きます。

（気候状況等により熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、換気や人と人との距離を確保した上で、マスクを外して頂く場合があります。）

・輸送機関、見学・食事・宿泊施設等に事前及び定期的な消毒と、機能を最大限とした換気を依頼致します。

また、利用する旅行サービス提供事業者は、原則として適切な感染防止策をとっている事業者に限定致します。

５.営業担当者、添乗員向けの対策

・事前の打ち合わせ、営業活動においては、可能な限り通信手段を利用した非対面の形式等を採用し、商談時や移動時の感染リスクを軽減させるように努力致します。

・事前、並びに業務中の検温等、体調管理を徹底し、体調不良者や濃厚接触の恐れがある添乗員による添乗勤務は行いません

・過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航経験並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、その添乗員は添乗業務を行いません。

・万一添乗中の添乗員が体調不良となった場合は、速やかに団体から離脱させ、代替要員を手配致します。

・添乗員は予備として、携帯用の消毒キット、マスク、体温計、白手袋等を用意いたします。

６.お客様（児童・生徒様、教職員の皆様、その他の同行関係者）向けの対策

・児童・生徒様に旅行中の感染防止対策（感染予防の行動、手洗いや咳エチケット、乗り物乗車中や食事中、大浴場利用中の会話を控える等）の事前指導を実施頂き、対策の実行と理解・協力をお願い致します。

・同居のご家族も含め、児童・生徒様の出発前の健康観察を徹底し、発熱・体調不良者の参加は取り止めて頂けるようご協力をお願い致します。

・国内においても感染者と濃厚接触がある場合は、保健所や医療機関の指示のもと参加の判断を頂きます。

・出発前に児童・生徒様の体調確認（体温、体調チェック）を行っていただき、発熱や感染の疑いのある症状がある場合には、旅行参加を取り止めていただくことを推奨します。

・旅行中も朝・夕の定期的な検温を実施し、体調不良者の発生等の場合には特段の配慮をお願い致します。

・旅行中は、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ち(1 日 1 枚)として、共用はしないようにご指導頂くことを推奨します。

・児童・生徒様につきましては食事アレルギーや既往症の事前調査に加えて、新型コロナによる重症化リスクの可能性も事前に把握して頂き、主治医の見解を保護者様へ確認のうえ、学校との協議により参加の是非を検討願います。

７.旅行行程、運営業務上の対策

・旅程上のサービス提供事業者に対して、従業員の体調管理、設備の事前・定期的な消毒の実施、可能な範囲の消毒設備の設置、機能を最大限活用した換気の徹底を依頼致します。又、体調不良や濃厚接触の疑いのある従業員によるサービス提供はお断り致します。

・サービス提供事業者に対して、従業員の感染防止に対する指導の徹底を依頼致します。

・旅行開始前・開始後の感染状況の変化等により、旅行の安全かつ円滑な実施が困難、又は困難となる可能性が大きい場合は、学校と協議の上、旅行を中止し、出発地に引き返す等の措置を取らせて頂きます。

・手洗い、うがい、消毒等の環境整備と定期的な実施、並びに健康チェック等に必要な行程上の時間的な余裕を確保し、引率の先生方の協力のもとスケジュール調整等を行います。

・感染症対策専門家会議で策定された、①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声、という 3 つの条件が同時に重ならないように注意することが感染予防には重要とされています。旅行

行程中におきましては、この 3 つの条件が同時に重ならぬよう、換気や会話の抑制、人と人との距離の確保等、最大限の注意と配慮を行い、旅行を運営致します。

８.集合場所について

・可能な限り、開放した広い場所を確保し、集合の方法、クラスや列の間隔・前後の隊形、並びに移動方法や経路について、余裕を持たせた体制・方法を確保して頂きます。又、クラス単位等の点呼、短時間での注意指導等も併せてご検討・実施して頂きます。※解散の場面も同様にて

９.輸送機関利用上の対策

・各交通機関の感染症対策に関するガイドラインに従った利用が出来るように事前に依頼し、実施を励行して頂きます。（空調装置・窓開けによる換気、設備や車両の定期的な消毒、手洗い・消毒設備の設置、利用者への注意喚起、乗務員・従業員の指導・管理徹底等）

・各輸送機関の座席については、乗り物内の換気機能を最大限に作動させ、全員がマスクを着用した前提でお一人様につき 1 席ずつの座席確保で対応することと致します。

・乗車時には、必要最小限の出来るだけ会話を少なくする等、児童・生徒様には感染症予防のための行動にご協力頂きます。

・乗務員・従業員の定期的な検温等、健康管理を徹底し、濃厚接触者や体調不良者の業務を停止させ、適切な労務管理を徹底して頂くよう要請致します。

・乗務員・従業員の勤務中のマスク着用、手洗いや咳エチケットの励行等、感染防止に対する啓発・指導等の徹底を依頼し、旅程中に管理を行います。

・乗務員・従業員に体調不良者が発生した場合は、速やかに代替乗務員・従業員の確保を行うように依頼致します。

・衛生管理責任者と保健所との連携を強化し、労働衛生管理等の関連法令上の義務の順守を要請致します。

【参考】各輸送機関における完全換気に必要な時間（具体的な実証実験による）

・貸切バス:バス車内空気の換気による完全入れ替えに必要な時間　5～6 分　常時作動
（バス製造会社ホームページより）

・新幹線:車両内空気の換気による完全入れ替えに必要な時間　6～8 分　常時作動
（JR 各社ホームページより）

・航空機:機内空気の換気による完全入れ替えに必要な時間　2～3 分　常時作動
（航空会社各社ホームページより）

１０.宿泊施設利用上の対策

・各宿泊施設の感染症対策に関するガイドラインに従った利用が出来るように事前に依頼し、実施を励行して頂きます。（空調装置・窓やドア開放による換気、施設・客室・お客様が触れる機会の多い部分等の定期的な消毒、手洗い・消毒設備の設置、利用者への注意喚起、従業員の指導・管理徹底等）

・従業員の定期的な検温等、健康管理を徹底し、濃厚接触者や体調不良者の業務を停止させ、適切な労務管理を徹底して頂くように要請致します。

・従業員の勤務中のマスク着用、手洗いや咳エチケットの励行等、感染防止に対する啓発・指導等の徹底を依頼し、旅程中に管理を行います。
・従業員に体調不良者が発生した場合は、速やかに業務から外し、代わりの従業員を業務に就かせるよう要請致します。
・食事は可能な限りバイキングや複数での鍋料理等を避け、一人ずつのセットメニューでの提供を基本として頂きます。また、コップやお箸等は適切な消毒や洗浄、又は使い捨て等の特段な対応を依頼致します。
※食品を介して新型コロナウイルス感染症に感染したとされる事例は報告されていません。
・館内の設備・売店等を利用するに当り、事前に可能な範囲で「密」を避け、感染を排除する工夫を徹底して頂きます。（場合により、時間差をつけた交代制での食事提供、定員を削減した入浴施設の利用等のスケジュール調整・検討等を含む）
・感染が疑われるお客様が発生した場合は、速やかに情報共有して頂き、保健所の指導に従った濃厚接触者の従業員の職場からの隔離、消毒等を実施頂きます。
・衛生管理責任者と保健所との連携を強化し、労働衛生管理等の関連法令上の義務の順守を要請致します。

１１.食事施設利用上の対策
・各食事施設の感染症対策に関するガイドラインに従った利用が出来るように事前に依頼し、実施を励行して頂きます。（空調装置・窓やドア開放による換気、施設等の定期的な消毒、手洗い・消毒設備の設置、利用者への注意喚起、従業員の指導・管理徹底等）
・食事は可能な限りバイキングや複数での鍋料理等を避け、一人ずつのセットメニューでの提供を基本として頂きます。また、コップやお箸等は適切な消毒や洗浄、又は使い捨て等の特段な対応を依頼致します。
※食品を介して新型コロナウイルス感染症に感染したとされる事例は報告されていません。
・館内の設備・売店・トイレ等を利用するに当り、事前に可能な範囲で「密」を避ける工夫を徹底して頂きます。
・従業員の定期的な検温等、健康管理を徹底し、濃厚接触者や体調不良者の業務を停止させ、適切な労務管理を徹底して頂くように依頼致します。
・従業員の勤務中のマスク着用、手洗いや咳エチケットの励行等、感染防止に対する啓発・指導等の徹底を依頼致します。
・従業員に体調不良者が発生した場合は、速やかに業務から外し・代わりの従業員を業務に就かせるよう要請致します。
・感染が疑われるお客様が発生した場合は、速やかに報告して頂き、保健所の指導に従った濃厚接触者の従業員の職場からの隔離、消毒等を実施頂きます。
・衛生管理責任者と保健所との連携を強化し、労働衛生管理等の関連法令上の義務の順守を要請致します。

１２.入場観覧施設利用上の対策
・各入場観覧施設の感染症対策に関するガイドラインに従った利用が出来るように事前に依頼し、実施を励行して頂きます。（空調装置・窓開けによる換気、施設のうちお客様が触れる機会の多い部分等の定期的

な消毒、手洗い・消毒設備の設置、利用者への注意喚起、従業員の指導・管理徹底等）
・従業員の定期的な検温等、健康管理を徹底し、濃厚接触者や体調不良者の業務を停止させ、適切な労務管理を徹底して頂くように依頼致します。
・従業員の勤務中のマスク着用、手洗いや咳エチケットの励行等、感染防止に対する啓発・指導等の徹底を依頼致し、補助致します。
・施設内の見学経路や利用等において、可能な範囲で「密」を避ける工夫を講じて頂くように依頼致します。

１３.体験学習プログラム等運営上の対策
・各体験活動施設の感染症対策に関するガイドラインに従った利用が出来るように事前に依頼し、実施を励行して頂きます。（空調装置・窓開けによる換気、施設のうちお客様が触れる機会の多い部分等の定期的な消毒、手洗い・消毒設備の設置、利用者への注意喚起、従業員の指導・管理徹底等）

１４.その他
・学校作成の保護者からの参加同意書
「国内修学旅行の手引き」に沿った修学旅行への参加についてご了解頂くために、保護者に対して学校作成の同意書への記入と提出をご依頼ください。
・旅行時持参物の内容の配慮について
・マスク（1 日 1 枚、手作りマスク等で結構です）
・体温計　・ハンカチ（1 日 1 枚:手洗い後に個人で使用）・ティッシュ
・マスクを置く際の清潔なビニール袋やハンカチ等　・利用済みのマスクやティッシュを捨てるためのビニール袋を通常の持参物に加えて持参するよう推奨します。
・班別、グループ行動中の注意事項
班別、グループ行動中においても、可能な範囲で「密を避ける行動」に留意して頂き、各所の設備を利用した手洗い・消毒等を定期的に実施して頂くことを推奨します。並びに、行動経路・範囲を厳格に計画し、当日の変更内容等も記録して頂きます。【感染範囲の特定の為】
・旅行実施中の発症者発生時の対応について
速やかに発症者の隔離・看護を行い、濃厚接触者の特定と隔離・健康観察を行います。管轄保健所と医師の判断に従い、発症者と濃厚接触者への対応を行います。また、それらの関係者の意見を参考に、学校側と事後の行程に関する検討を行います。※学校を通して保護者にも同時進行にて状況連絡を行います。
・民泊体験活動のガイドライン・ルール等
各民泊組織が作成するガイドライン又はルールに従って、感染症予防の観点に即した、安全で適切な体験・交流プログラム、農山漁村生活体験等を実施して頂きます。
・旅行終了後の健康観察
参加者ご本人や同居のご家族等も含めた健康状態の経過観察を、実施後の一定期間（目安として 2 週間程度）行うようにお願い致します。

１５.修学旅行以外の学校行事について

・修学旅行以外の宿泊を伴う学校行事（宿泊研修、ホームルーム合宿、林間学校、臨海学校等）、並びに遠足（校外学習）や職場体験学習、芸術鑑賞教室等、宿泊を伴わない校外での学校行事におかれましても本手引きの内容と方針に従った旅行手配・運営のお手伝いをさせて頂きます。全ての学校にとりまして、安心・安全でより学習効果の高い学校行事が実現できるよう、最大限の努力と支援を行います。

【出典】

・新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン・令和２年３月 24 日（文部科学省）
・新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校、及び特別支援学校等における教育活動の再開に関する Q&A・令和２年５月２１日（文部科学省）
・旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン（日本旅行業協会、全国旅行業協会）
・鉄軌道事業における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン（鉄道連絡会）
・バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（日本バス協会）
・貸切バス（作成中）
・航空分野における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（定期航空協会、日本空港ﾋﾞﾙ事業者協会）
・旅客船事業における新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン（日本旅客船協会）
・ハイヤー・タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（全国ハイヤー・タクシー連合会）
・ホテル業における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン（日本ホテル協会）
・宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン
（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟）
・外食産業のための新型コロナウイルス感染症対策（日本フードサービス協会）
・全日本空輸株式会社　ホームページ https://www.ana.co.jp/ja/jp/topics/notice200502
・日本航空株式会社　ホームページ
https://www.jal.co.jp/jp/ja/info/2020/inter/200124/index.html
・東日本旅客鉄道株式会社　ホームページ
https://www.jreast.co.jp/ass/pdf/20200407.pdf
・東海旅客鉄道株式会社　ホームページ
https://jr-central.co.jp/notice/detail/_pdf/000040501.pdf
・日野自動車ホームページ
https://www.hino.co.jp/corp/news/2020/20200417-002601.html
・三菱ふそうホームページ
https://www.mitsubishi-fuso.com/oa/jp/information/COVID-19_measure_sightseeing_bus/index.html

第１版　2020 年６月３日
一部修正　2020 年６月４日